

平成27年1月28日

1・2年生の保護者様

大阪市立東三国中学校
校長 名田 正廣

平成27年度 就学援助制度の申請について

「平成27年度 就学援助制度のお知らせ」を配付いたします。就学援助費の受給を希望される方は「就学援助制度のお知らせ」と下記をお読みのうえ、申請していただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

- ① 「平成27年度(2015年度)就学援助申請書兼世帯状況票」(世帯につき1枚)
- ② 申請理由を証明する書類(保護者全員分または生計を一にする者全員分)
 - ・ 税情報を利用される方は証明書類の提出は不要です(5月15日までに申請してください)。
 - ・ 申請理由⑫の場合、平成9年4月1日以前に生まれた方全員の所得証明が必要です。
- ③ 「就学援助費口座振替申出書(保護者用)」(学校徴収金口座を使用する場合は提出不要)

2 提出方法

東三国中学校の事務室に直接ご提出、または郵送してください。

郵送の場合のあて先

〒532-0002 大阪市淀川区東三国6-3-68 大阪市立東三国中学校 事務室

3 申請時期(平成27年3月1日から)

申請区分	申請期限	申請理由
早期申請(書類審査)	平成27年3月16日(月)まで	①～⑪
一般1申請(税情報利用)	平成27年5月15日(金)まで	①と⑫
一般2申請(書類審査)	平成27年6月30日(火)まで	①～⑫

※ 税情報利用を利用される場合、平成27年3月16日(月)までに申告された内容が反映されますので、それまでに市民税・府民税の申告してください。所得がなかった方や市民税・府民税が非課税の方も、就学援助を受けるためには原則として申告が必要です。申告の際、所得が0円の場合でも、必ず「扶養控除」欄を記入し、寡婦(寡夫)の方は寡婦(寡夫)の申告をしてください。

4 その他

- ・ 提出が遅れますと、支給額全額の給付が受けられませんので、ご注意ください。
- ・ 年度途中で経済状況が変わる等新たな事情が発生した場合は、いつでも申請できます。学校までご相談ください。
- ・ 学校徴収金・給食費に未納がある場合、支給される就学援助費から充当させていただきます。
- ・ ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

大阪市立東三国中学校 事務室 TEL06-6391-3588

大阪市教育委員会事務局 学校経営管理センター(就学援助グループ) TEL06-6575-5654

平成27年度からの変更点

1 国・生活扶助基準の見直しに伴う所得基準額の変更

生活扶助基準の見直しに伴い、就学援助認定にかかる所得基準額が変更されています。
(詳しくは、「お知らせ」の「申請理由⑫で申請される方へ」をご覧ください。)

2 東日本大震災の被災による申請の取扱いの変更

平成26年度までは申請理由⑨(火災、風水害、震災、その他の災害にあった方)として取り扱っていましたが、平成27年度からは申請理由⑨以外での申請となります。

「申請書兼世帯状況票」の紙面改訂がありました。

「申請書兼世帯状況票」《申請区分》欄の追加について

申請区分「早期」「一般1」「一般2」「随時」を明確にするため欄を新設しています。
(詳しくは、「お知らせ」うらの記入例をご覧ください。)

「申請書兼世帯状況票」《特別な事情》欄の変更について

事由の「失業」を「解雇等・倒産・廃業により失業」に変更されています。
(詳しくは、「お知らせ」うらの記入例をご覧ください。)

「申請書兼世帯状況票」《市民税額・所得金額等の確認方法》欄の変更について

文面と税情報を利用する場合の同意印押印者を申請者のみに変更されています。(世帯状況欄の同意印欄は削除されています。)
(詳しくは、「お知らせ」うらの記入例をご覧ください。)